

## 刈谷市告示第 15 号

刈谷市手数料条例（昭和 26 年条例第 37 号）別表第 2 に掲げる低炭素建築物新築等計画認定申請手数料及び低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料に係る規定において、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 54 条第 1 項各号に掲げる基準の適合性を確認する機関として市長が定める機関（平成 29 年告示第 17 号）の全部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 3 月 31 日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市手数料条例（昭和 26 年条例第 37 号。以下「条例」という。）別表第 2 に掲げる低炭素建築物新築等計画認定申請手数料及び低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料に係る規定において、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号。以下「法」という。）第 54 条第 1 項各号に掲げる基準の適合性を確認する機関として市長が定める機関及び当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものを次のように定める。

### 第 1 市長が定める機関

| 申請の区分                                                         | 市長が定める機関                                         |
|---------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 一戸建て住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）に係る申請                | 登録住宅性能評価機関                                       |
| 共同住宅等に係る申請                                                    | 登録住宅性能評価機関                                       |
| 複合建築物に係る申請（条例別表第 2 の 33 の項第 3 号又は 36 の項第 3 号の部分を含む建築物の申請を除く。） | 登録住宅性能評価機関                                       |
| 複合建築物に係る申請（条例別表第 2 の 33 の項第 3 号又は 36 の項第 3 号の部分を含む建築物の申請に限る。） | 住宅部分にあつては登録住宅性能評価機関、非住宅部分にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関 |

|        |                        |
|--------|------------------------|
| その他の申請 | 登録建築物エネルギー消費性能判定<br>機関 |
|--------|------------------------|

備考 登録住宅性能評価機関とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関を、共同住宅等とは、共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅を、登録建築物エネルギー消費性能判定機関とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 14 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。

第 2 法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として市長が定めるもの

- （1）住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書（建築物全体に係る申請については、建築物全体に係る評価に係るものに限る。）（日本住宅性能表示基準（平成 13 年国土交通省告示第 1346 号）に規定する断熱等性能等級 5、6 又は 7 及び一次エネルギー消費量等級 6（令和 4 年経済産業省、国土交通省、環境省告示第 1 号附則第 2 項又は第 6 項の規定によりなお従前の例によることとされる法第 55 条第 1 項の変更の認定の申請に係る建築物については、日本住宅性能表示基準に規定する断熱等性能等級 4、5、6 又は 7 及び一次エネルギー消費量等級 5 又は 6）が表示されているものに限る。）の写し
- （2）一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書（建築物全体に係る申請については、建築物全体に係る評価に係るものに限る。）の写し

## 刈谷市告示第 16 号

刈谷市手数料条例（昭和 26 年条例第 37 号）別表第 2 に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料に係る規定において、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 30 条第 1 項各号に掲げる基準の適合性を確認する機関として市長が定める機関又は当該基準に適合していることを証する書類として市長が定めるもの（令和 3 年告示第 24 号）の全部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 3 月 31 日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市手数料条例（昭和 26 年条例第 37 号。以下「条例」という。）別表第 2 に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料に係る規定において、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 30 条第 1 項各号に掲げる基準の適合性を確認する機関として市長が定める機関及び当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものを次のように定める。

### 第 1 市長が定める機関

| 申請の区分                                                         | 適合性を確認する機関                                       |
|---------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 一戸建て住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）に係る申請                | 登録住宅性能評価機関                                       |
| 共同住宅等に係る申請                                                    | 登録住宅性能評価機関                                       |
| 複合建築物に係る申請（条例別表第 2 の 49 の項第 3 号又は 53 の項第 3 号の部分を含む建築物の申請を除く。） | 登録住宅性能評価機関                                       |
| 複合建築物に係る申請（条例別表第 2 の 49 の項第 3 号又は 53 の項第 3 号の部分を含む建築物の申請に限る。） | 住宅部分にあつては登録住宅性能評価機関、非住宅部分にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関 |

|        |                    |
|--------|--------------------|
| その他の申請 | 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 |
|--------|--------------------|

備考 登録住宅性能評価機関とは住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関を、共同住宅等とは共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅を、登録建築物エネルギー消費性能判定機関とは法第 14 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。

第 2 法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として市長が定めるもの

- （1）住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書（建築物全体に係る申請については、建築物全体に係る評価に係るものに限る。）（日本住宅性能表示基準（平成 13 年国土交通省告示第 1346 号）に規定する断熱等性能等級 5、6 又は 7 及び一次エネルギー消費量等級 6（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和 4 年経済産業省、国土交通省令第 1 号）附則第 2 項又は第 6 項の規定によりなお従前の例によることとされる法第 31 条第 1 項の変更の認定の申請に係る建築物については、同告示に規定する断熱性能等級 4、5、6 又は 7 及び一次エネルギー消費量等級 5 又は 6）が表示されているものに限る。）の写し
- （2）一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書（建築物全体に係る申請については、建築物全体に係る評価に係るものに限る。）の写し

刈谷市告示第 17 号

刈谷市手数料条例（昭和 26 年条例第 37 号）別表第 2 に掲げる建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料に係る規定において、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項第 3 号に掲げる基準の適合性を確認する機関として市長が定める機関又は当該基準に適合していることを証する書類として市長が定めるもの（令和 3 年告示第 25 号）は、令和 7 年 4 月 1 日限り廃止する。

令和 7 年 3 月 31 日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市告示第 18 号

刈谷市手数料条例（昭和 26 年条例第 37 号）別表第 2 に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料に係る規定において、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 4 月 1 日から登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部を行わせることとした。

令和 7 年 3 月 31 日

刈谷市長      稲      垣      武